

第2章 消防用設備等設置基準

第2章 消防用設備等設置基準

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1(以下「令別表第1」という。)に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態を判断するにあたっては、第1-2表を参考とすること。

1 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属性に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

(例) 学校敷地内の体育館、倉庫などを(7)項で取り扱う場合

- (2) 令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属性的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(第1-1表(A)欄に掲げる防火対象物。以下「令別表対象物」という。)の区分に応じ、第1-1表(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属性していると認められる部分(これらに類するものを含む。以下「従属性的な部分」という。)で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの(※1)

(ア) 当該従属性的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。(※2)

※1 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属性的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

※2 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属性的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

① 従属性的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属性的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(I)及び(II)に該当し、かつ、第1-1表(C)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であることをいう。

(I) 従属性的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(II) 従属性的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

② 従属性的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属性的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前①(I)及び(II)に該当し、かつ、第1-1表(D)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であること。

(ウ) 当該従属性的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。(※3)

※3 従属性的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共に用いられる廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等

の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m²未満である場合における当該独立した用途に供される部分(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)。

(※4) (例)

(主用途部分)	(独立用途部分)
90%以上	300m ² 未満

※4 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ又はハの号ごとに決定するものであること。(※5)

※5 同一項内のイ、ロ又はハの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

2 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。(※6) (※7)

- (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50m²以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当すること。
- (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50m²を超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当すること。
- (3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計と概ね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当すること。

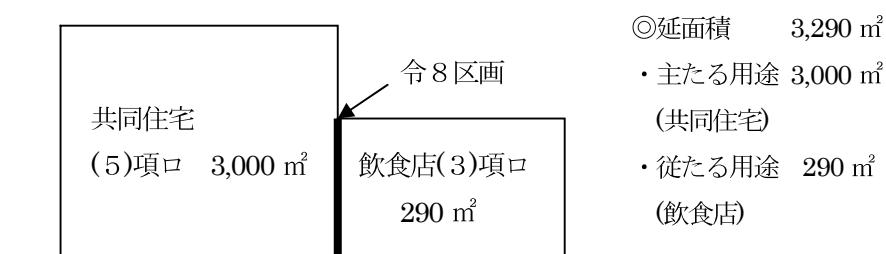
例	示	判定
一般住宅	> 令別表対象物 (50m ² 以下のもの)	一般住宅
一般住宅	< 令別表対象物	令別表対象物
一般住宅	> 令別表対象物 (50m ² を越えるもの)	複合用途
一般住宅	= 令別表対象物	複合用途

※6 一般住宅は、前1（2）アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

※7 一般住宅と令別表対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。

- 3 令別表対象物の用途が2以上存し、かつ、一般住宅部分が混在する場合は、まず、一般住宅部分を除き令別表対象物で用途を判定し、その結果、単項となった場合は、当該単項部分と一般住宅部分とで判定する。一方、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途とすること。
- 4 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- 5 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画（以下「令8区画」という。）の有無を考慮しないものであること。

（例）



6 複合用途防火対象物の取扱い

- （1）令別表第1、（16）項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1の（1）項、（2）項イ、ロ、ハ、（3）項、（4）項、（6）項イ（4）、ハ（利用者を入れさせ、又は宿泊させるものを除く。）、ニ又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表（16）項口に掲げる防火対象物として取り扱うこと。この場合、当該特定用途部分は、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。
 - ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10パーセント以下であること。
 - イ 特定用途部分の床面積の合計が、300 m²未満であること。
- （2）令8区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1（2）イ及び前（1）を適用すること。

第1-1表

※ 下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号。以下「41号通達」という。）」の別表にある項目を示す。（41号通達→P296参照）

(A)	(B) 主用途部分	(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	機能的に從属する用途に供される部分	備考
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶店、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローケ、浴室	(D) 密接な関係を有する部分	
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上覧を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ	展示博物館、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローケ		
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、談話室、バー	サウナ室、トレーニングルーム	
(2) 項ハ	客席、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	売店、専用駐車場	託児室	
(2) 項ニ	客室、待合室、事務室、休憩室、調理室	専用駐車場		
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビ		
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室、	

(A)	(B) 主用途部分	機能的に從属する用途に供される部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、展示場	専用駐車場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、図書室、集会室	催物場（展示専用室を含む）、貸衣裳室、料理美容等の生活教室、現金自動支払機室、	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	旅館、ビアガーデン、美容室、旅行代理店、専用駐車場、理容室、診療室、図書室、集会室	宴会場、会議室、結婚式場、商店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サナナ室	
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室、集会室、リフレッシュルーム		
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、会議室、検疫所、隔離所	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、現金自動支払機室、	臨床研究室	病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5) 項ロ又は(7) 項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項ロ・ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、浴室、専用駐車場		
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習室	
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカーアー室、ロビー、工作室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室、事務室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		

(A)	(B) 主用途部分	(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	機能的に從属する用途に供される部分	備考
(9) 項イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカーハー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室	(D) 密接な関係を有する部分	
(9) 項ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室(小規模な簡易サウナ)、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	乗降場、待合室、運転指合所、電力指令所、手荷物取扱所、二時預かり所、ロッカーハー室、仮眠室、授餵室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所	理容室、両替所	
(11) 項	本堂、拝殿、各殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂、位牌堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室、庫裡	宴会場、廚房、結婚式場、宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。)、娛樂室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 札拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室	荷捌室	同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ		客席、ホールで興行法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店、事務室	待合室	
(14) 項	物品庫、荷捌室、事務室、休憩室、作業室(商品保管に関する作業を行うもの)	食堂、売店、専用駐車場、展示室		

(A)	(B) 主用途部分	(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	備考
(15)項	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。） 事務所 金融機関 官公署 研究所	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、理容室、専用駐車場、診療室 一ニシングルーム、トレーニングルーム、専用駐車場、診療室	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規制形態（法定式いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の目的に使用するもので、興行場の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。なお、興行場法の適用のあるものは、原則として（1）項に該当する（以下、本項において同じ。）。 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビートー、診療室、図書室、専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療所、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニングルーム	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。	
研修所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、専用駐車場、図書室、浴室	研修のための宿泊室は、（5）項目の用途に供するものとして扱う。	

		機能的に従属する用途に供される部分		
(A)	(B) 主用途部分	(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	備考
(15) 観覧席 を有し ない体 育館 項	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、 駐車場	映写室、図書室、集会室、展示物 室	主として体育競技に使用され るもので、小規模な観覧席（選 手控席的なもの）を有するもの は、本項に該当する。

第1-2表

項	定義	該当用途例	補足事項
(1) 項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。</p> <p>4 觀覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。</p>	<p>客席を有する各種競技施設</p> <p>(野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等)、</p> <p>寄席</p> <p>3 小規模な選手控席のみを有する体育馆は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物と取り扱わないものであること。</p>	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p>
(1) 項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。</p>	<p>市民会館、福利社会館、音樂室、</p> <p>貸ホール、賃講堂</p>	<p>興行的なものは、映画、演劇、音楽、見世物、</p> <p>舞踊等娛樂的なものが反復継続されるものをいう。</p> <p>なお、反復継続とは、月5日以上行われるものという。</p>
(2) 項イ	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待し客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、クラブ、バー、サロン等の名称を冠しているが、その営業の実態においてキャバレー等と同視すべきものをいう。</p>	<p>クラブ、バー、サロン、ホストクラブ</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号)で定める洋式の設備(次によることとしている)。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66m²以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は16.5m²であること。</p> <p>2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。</p>

項目	定義	該当用途例	補足事項
(2) 項口	<p>1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、ペーリングその他遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	<p>ボーリング場、パチンコ店、ス、マートボール場、撞球場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス練習所、カラオケ施設、麻雀屋、将棋屋、ゲームセンター</p>	<p>1 遊技場で行う競技は、娛樂性のある競技であること。</p> <p>2 ダンスホールの踊場は、概ね 6 6 m²以上であること。</p> <p>3 ダンス教習所は、その踊場が概ね 6 6 m²以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>4 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</p> <p>5 カラオケ施設とは、カラオケボックス等を設置し、営業を行う施設をいう。</p>
(2) 項ハ	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。)第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業を営む店舗」とは、原則として「店舗型性風俗関連特殊営業のことをいい、原則として「店舗型性風俗関連特殊営業(風営法第 2 条第 6 項に規定するもの)及び「店舗型電話異性紹介営業(風営法第 2 条第 9 項に規定するもの)」がこれに該当するものである。</p> <p>2 本項において店舗型性風俗特殊営業とは、風営法第 2 条第 6 項各号に規定するもののうち、次のアからウに掲げるもののうち。</p> <p>ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接觸する役務を提供する営業(風営法第 2 条第 6 項第 2 号)</p> <p>イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いた人の姿態を見せる他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(風営法第 2 条第 6 項第 3 号)</p>	<p>ファッショナブルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SM クラブ、ヌードスタジオ、個室ビデオ、のぞき劇場、テレフォンクラブ、セリクリ(店舗形態を有するものに限る。)</p>	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、既に令別表第 1 (1) 項から (14) 項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項として取り扱わないものであること。</p> <p>2 キャバレー(令別表第 1 (2) 項イ)、待合(令別表第 1 (3) 項イ)等の風営法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に該当するものは、本項には当たらない。</p> <p>3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該届出は本項該当の有無を判定する要件ではなく、あくまでも営業形態で判定を行うものであること。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(2) 項ハ	<p>「ア及びイに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。)で定めるもの(風営法第2条第6項第6号)</p> <p>3 規則第5条第1項第1号に規定する店舗は、令別表第1(4)項に類似するもので電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗をいう。</p> <p>また、規則第5条第1項第2号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗のことをいう。</p>		<p>1 「店舗型異性紹介業を営む店舗」とは、店舗を設けて、専ら面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望するもの(に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。</p> <p>2 個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。</p> <p>3 カラオケボックス等とは、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。</p> <p>4 用途の判定に際して、届出や名稱のみで判断するこ</p>
(2) 項ニ	<p>1 カラオケボックスとは、独立性の高い空間で中間内だけでのカラオケが楽しめるようにしてある娛樂施設であり、個室を用意して営業している。</p> <p>2 個室(これに類する施設を含む。)において、客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものは、次のアからウに掲げるものが該当する。</p> <p>ア 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗。</p> <p>イ 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型異性紹介業を営む店舗。</p> <p>ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるために衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。)</p>		

項	定義	該当用途例	補足事項
(2) 項二			となく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。
(3) 項イ	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	
(3) 項ロ	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス、レストランシアター	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（すべての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。 ※ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条の営業許可を受けているかどうかを問わない。
(4) 項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を専むる店舗とは、店舗において客に物品販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行いう間屋、卸売専業店舗、専業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、中古車販売店、リサイクルショップ、画廊販売店	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店舗えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。

項目	定義	該当用途例	補足事項
(5) 項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するようになっているものをいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、ベッド等の寝具を置いていたりすることから実態上宿泊が可能な施設(副次的に宿泊を目的とする施設をいう。</p>	<p>保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、レンタルルーム(宿泊施設を有するもの)</p>	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。</p> <p>3 その他これらに類するものに該当するか否かの判定に当たっては、次の条件等を勘案する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 <p>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</p> <p>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p> <p>4 令別表第1(6)項イ、同項ロ、(9)項イ及び(11)項は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、本項が対象とする不特定多数の者が利用する施設とは性格が異なることから、原則として本項の防火対象物としては取り扱わないものとする。ただし、上記3の各条件を満たすなど、本項として取り扱うこともあること。</p>
(5) 項ロ	<p>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が、従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するものの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。</p>	<p>寮、事業所専用の研修のための宿泊所</p>	<p>1 共同住宅とは、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の公用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないのであること。</p>

項目	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項イ 全體	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であつて、妊娠又はじよく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の収容施設を有するものをいう。</p>	<p>医院、クリニック</p>	<p>1 「火災発生時の延焼を抑制するための消防活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令定めるもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。</p> <p>(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときには2、26床を超えるときには2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>2 「特定診療科名」とは、内科、整形外科、リハビリーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。</p> <p>3 「総務省令で定める診療科名」とは次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>(1) 肝門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>(2) 前(1)に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2の第1項第1号(1)から(4)までに定める事項とを組み合せた名称</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号口(1)及び(2)に定める事項とを組み合せた名称</p> <p>4 医療法第7条、精神病床、感染病床及び結核病床のみの場合は、「避難のために患者の介助が必要な病院には該当しない」。</p>

項目	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項イ (4)			5 保健所とは、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であつて、本項に含まれないものであること。 6 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
(6) 項ロ (1)	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた者等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の3) 2 義護老人ホームとは、65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入れさせ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他援助を行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の4) 3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者等を入れさせ、養護することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の5) 4 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を中心として入居させるものに限る。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(前1～3及び次の5、6までに定める施設を除く。)をいう。(老人福祉法第20条の6)		1 「避難が困難な要介護者」については、規則第5条第5項に規定する区分に該当する者(要介護認定等による介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1項に定める要介護状態区分が3以上の者)をいう。 2 「避難が困難な要介護者を中心として入居させるもの」については、避難が困難な要介護者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。

項目	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項口 (1)			なお、人居の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。 (平成26年3月14日付け消防予第81号3参照)
5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入れさせ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な介護等の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居等でないものをいう。（老人福祉法第29条第1項）		1 老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。（老人福祉法第5条の3） 2 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、軽費老人ホームと同様の取り扱い。 ※ サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等については平成26年3月14日付け消防予第81号3（5）による。	
6 介護老人保健施設とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこととする施設をいう。（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項）			厚生労働省令で定めるものは、病状が安定期にあり、介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者を言う。（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第20条）
7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたもの又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者等を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。			厚生労働省令で定める施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人保健施設その他これらに準ずる施設であつて、老人福祉法第5条の2第4項に規定する短期間の入所による養護を適切に行うことができる施設をいう。（老人福祉法施行規則（昭和38年厚生労働省令第28号）第1条の4）

項目	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項口 (1)	8 老人福祉法第5条の2 第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（距離が困難な要介護者をして宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を當むのに支障がある者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る者その他の政令で定める者につき、これら者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点において、又は短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活を當むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。	<p>1 厚生労働省令で定めるサービス拠点は、機能訓練及び2に定める便宜を適切に供与することができるサービスの拠点とする。（老人福祉法施行規則第1条の5）</p> <p>2 厚生労働省令で定める便宜とは、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健診状態の確認その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を當むのに支障がある65歳以上の者に必要な便宜とする。（老人福祉法施行規則第1条の6）</p> <p>3 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の又はイの条件に該当することを判断の目安とすること。 ア 実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。 イ 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。</p>	<p>なお、宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。</p> <p>（平成26年3月14日付け消防予第81号3参照）</p>
9	老人福祉法第5条の2 第6項に規定する認知症対応型老人共同援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて、認知症であるために、日常生活を當むのに支障がある者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介	認知症高齢者グループホーム	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項口 (1)	護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービスの支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの人者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。		
10	その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次に掲げるものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を中心として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(6)項イに掲げるものを除く。) (2) 避難が困難な要介護者を中心として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(6)項イに掲げるものを除く。)	お泊りデイサービス 複合型サービス	「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、平成26年3月14日付け消防予第81号3を参照し判断すること。
(2)	救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項)		
(3)	乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他により特に必要な場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条)		
(4)	障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入れさせて、支援を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第42条) (1) 福祉型障害児入所施設(保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与)		

項目	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項口 (4)	(2) 医療型障害児入所施設（保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療）		
	(5)	<p>1 障害者支援施設（距離が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項）</p>	<p>1 「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間ににおいて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>2 「施設入所支援以外の施設障害福祉サービス」とは、自立訓練及び就労移行支援をいう。（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第1条の2）</p> <p>3 「避難が困難な障害者等を主として入所させるものの」規則第5条第5項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の人）が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害支援区分認定を受けない者にあっては、障害支援区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。</p> <p>（平成26年3月14日付け消防予第81号5参照）</p>
			<p>1 厚生労働省令で定める便宜とは、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活の支援をいう。（障害者自立支援法施行規則第6条の4）</p> <p>2 「避難が困難な障害者等を主として入所させるものの」についてには障害者支援施設と同様の取り扱い。</p>
		<p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p>3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに</p>	<p>障害者グループホーム</p> <p>1 厚生労働省令で定める便宜とは、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活</p>

項目	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項口 (5)	限る。) とは、障害者につき、主として夜間ににおいて、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。		等に関する相談又は助言、就労先その他の関係機関との連絡その他の必要な日常生活の支援をいう。(障害者自立支援法施行規則第6条の4) 2 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」については障害者支援施設と同様の取り扱い。
(6) 項ハ、(1)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る介護予防サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る者その他の政令で定める者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の2の2) 2 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7) 3 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活介護支援事業を行いう者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人		厚生労働省令で定める援助とは、訪問等の方法による主として居宅において介護を受ける老人(以下この条において「介護を受ける老人」という。)にかかる状況の把握、介護を受ける老人又は介護を受ける老人を現に養護する者(以下この条において「養護者」という。)と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ、(1)	の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7の2)	医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又は養護者に必要な援助をいう。(老人福祉法施行規則第7条)	
4	老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他政令で定める者（その者を現に養護するものを含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設にて通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	1 厚生労働省令で定める施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項第3号に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。（老人福祉法施行規則第1条の2） 2 厚生労働省令で定める便宜とは、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な便宜とする。（老人福祉法施行規則第1条の3）	
5	その他これらに類するものとして総務省令で定めるものは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。((6)項イ及び(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)	避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものの判断方法については、(6)項ロ(1)に同じ。	
6	軽費老人ホーム、有料老人ホーム及び老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能居宅介護事業を行う施設の定義については、(6)項ロ(1)に同じ。	避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものの判断方法については、(6)項ロ(1)に同じ。	
(2)	更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入れさせて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（生活保護法第38条第3項）		

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ、(3)	<p>1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊娠婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。(児童福祉法第36条)</p> <p>2 保育所とは、日旦保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第39条)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一貫的に行い、これらの人子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、法律の定めるところにより設置される施設をいう。(就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項)</p> <p>4 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他他の理由により特に必要な場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第41条)</p> <p>5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(児童福祉法第44条)</p>		

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ、(3)	6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に關する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うこととする施設とする。(児童福祉法第44条の2)		厚生労働省令で定める援助とは、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助をいう。(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号)第38条の2)
7	児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めることにより、主として屋間ににおいて、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。		
8	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、家庭において必要な保育を受けることが一時的に困難である乳児又は幼児のものについて、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅その他の場所において、業として家庭保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。		
9	その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設とする。((6)項口に掲げるものを除く。)		
(4)	1 児童派遣支援センターとは、次に掲げる区分に応じ障害児を日日保護者の下から通わせて、支援を提供することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第43条) (1) 福祉型児童派遣センター(日常生活における基本		

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ、(4)	的動作の指導、独立自活への訓練のための訓練を行う施設。 (2) 医療型児童発達支援センター（日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療）		
2	情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短時間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第43条の2）		
3	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターとの他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供する施設をいう。	1 厚生労働省令で定める施設とは、児童発達支援センターとの他の厚生労働省令で定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。（児童福祉法施行規則第1条） 2 厚生労働省令で定める便宜とは、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする（児童福祉法施行規則第1条の2）	
4	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターとの他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他便宜を供する施設をいう。	厚生労働省令で定める施設とは、児童発達支援センターとの他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他便宜を供することができる施設とする。（児童福祉法施行規則第1条の2）	
(5)	1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。（身体障害者福祉法第31条）		

項目	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ、(5)	2 地域活動支援センターとは、障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他厚生労働省令で定める便宜を供する施設をいう。(障害者自立支援法第5条第26項)		厚生労働省令で定める便宜とは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。(障害者自立支援法施行規則第6条の21)
	3 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供する施設をいう。(障害者自立支援法第5条第27項)		
	4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、常時介護をする障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間ににおいて、障害者支援施設その他厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供する施設をいう。	障害者ケアホーム	1 厚生労働省令で定める者とは、2の施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の障害者の支援を要する障害者であって、常時介護を要する者をいう。(障害者自立支援法施行規則第2条の4) 2 厚生労働省で定める施設とは、障害者支援施設その他3に定める便宜を適切に供与することができる施設をいう。(障害者自立支援法施行規則第2条の5) 3 厚生労働省で定める便宜とは、入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。(障害者自立支援法施行規則第2条の6)
	5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供する施設をいう。		1 厚生労働省令で定める期間とは、次に掲げる区分に応じる期間をいう。(障害者自立支援法施行規則第6条の6) (1) 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(機能訓練) 1年6か月間(體損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者における3年間)

項目	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ、(5)			<p>(2) 自立訓練のうち生活能力向上に係るもの（生活訓練）2年間（長期間入院していたその他のこれに類する事由のある障害者においては3年間）</p> <p>2 厚生労働省令で定める便宜とは、次の区分に応じる便宜をいう（障害者自立支援法施行規則第6条の7）</p> <p>(1) 機能訓練 身体障害者（障害児を除く）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援。</p> <p>(2) 生活訓練 知的障害者（障害児を除く）又は精神障害者（障害児を除く）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援。</p>
6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		<p>1 厚生労働省令で定める期間とは、2年間。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として2に掲げる便宜を供与する場合においては、3年又は5年とする。（障害者自立支援法施行規則第6条の8）</p> <p>2 厚生労働省令で定める便宜とは、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援をいう。（障害者自立支援法施行規則第6</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(6) 項ハ、(5)	<p>7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることは困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>8 障害者支援施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所並びには同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設の定義については、(6) 項ロ(5)に同じ。</p>	<p>厚生労働省令で定める便宜とは、次に掲げる区分に応じた便宜とする。</p> <p>1 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。</p> <p>2 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。</p> <p>3 運難が困難な障害者等を主として入所させるものの判断方法については、(6) 項ロ(5)に同じ。</p>	条の9)
(6) 項ニ	<p>1 幼稚園とは、義務教育及びその後の教育を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とするものをいう。(学校教育法第22条)</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目 的とする学校をいう（学校教育法第72条）</p>		

項目	定義	該当用途例	補足事項
(7) 項	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことをする目的とする学校をいう。(学校教育法第29条)</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すこととする学校をいう。(同法第45条)</p> <p>3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。(同法第50条)</p> <p>4 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すこととする学校をいう。(同法第63条)</p> <p>5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。(同法第115条)</p> <p>6 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。(同法第83条)</p> <p>7 事修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。(同法第124条)</p> <p>8 各種学校とは、前1から7までに掲げる学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。(同法第134条)</p> <p>9 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。(昭和48年10月23日付け消防安第42号)</p>	<p>1 消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学、美容学校、理容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護助産学校、看護学校、看護師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、臨床検査技師学校、水産大学校、海技大学校、農業大学校、講堂、体育館、図書館、研究施設等は学校に含まれる。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上(簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては3ヶ月以上1年未満)であり、校舎面積が110m²以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館、研究施設等は学校に含まれる。</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
(8) 項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法以外のもので、図書館、博物館と同等のものをいう。</p>	郷土館、記念館、科学館	図書館法（昭和 25 年法律第 118 号） 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）
(9) 項イ	<p>公衆浴場（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条に定める温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設）のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 热氣浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供するものをいう。</p>		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であつて、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂漠、潮湯、温湯、温泉	
(10) 項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナル等の建築物をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>	渡船場、バスターミナル、空港ターミナル、外航ターミナル、鉄道ターミナル、埠頭ターミナル	

項	定義	該当用途例	補足事項
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
(12) 項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を中心として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。		
(12) 項イ	作業場とは、物の製造又は加工を中心として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。		
(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映像フィルム又はテレビビデオ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
(13) 項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項で定める自動車(原動機付自転車を除く。)を運転中以外の場合にもつぱら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。	1 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属性的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。	
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項	その他の事業所とは、(1) 項から(14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であると非常利的事業であるとを問わず、事業活動のもっぱら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、育館は、本項に該当するものであること。 1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席(小規模な選手控室を除く)を有しない体育馆は、本項に該当するものであること。	

項目	定義	該当用途例	補足事項
(15) 項		<p>保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店（取次店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミニティセンター</p> <p>((1) 項)口に該当しないものの、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧場のないもの）、ミニゴルフ場、車検場、貸衣装屋、コインランドリー</p>	<p>4 飲食・宿泊等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。</p> <p>5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。</p> <p>6 ごみ処理場、污水处理場（民間施設を含む。）は、本項に該当する。7 自転車を収納する駐輪場は、本項に該当する。</p>
(16) 項イ		本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16) 項イ及び (16) の2 項を除く。）の用途を含むものをいう。	
(16) 項ロ		本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16) 項イ及び (16) の2 項を除く。）の用途を含まないものをいう。	
(16) の2 項		地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当地下道とを合わせたものをいう。	<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から、歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動開鎖装置付のものは</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(16の2) 項			煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。
(16の3) 項	建築物の地階 ((16の2) 項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6)		準地下街の範囲は、次のとおりとする。 (1) 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10 m (10 m未満の場合は当該距離) 以内の部分とすること。
(16の3) 項	建築物の地階 ((16の2) 項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)		(2) 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20 mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まれないものであること。 (3) 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 (4) 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第 8 条の床又は壁で区分されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 (5) 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区分されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。

項	定義	該当用途例	補足事項
(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づくもの及び同法第182条第2項に基づく地方公共団体の定める文化財保護条例によって指定された建造物をいう。 (参考) 長崎県文化財保護条例		<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形(無形省略)の文化的な所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。(文化財保護法第2条第1項、第27条第1項)</p> <p>2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たゞいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。(同法第27条第2項)</p> <p>3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他との物件で我が国民の生活の推移のため歴くことのできないもの(民俗文化財)で有形のものうち特に重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。(同法第2条第3項、第78条)</p> <p>4 記念物とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。(同法第2条第4項)</p> <p>5 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したものをいう。</p> <p>6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門扉等が含まれるものであること。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
(18) 項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。		<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は屋根の中線で測定するものであること。</p>
(19) 項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
(20) 項	法第2条第6項に規定する舟車のうち、次の各号に掲げる 1 総トン数5トン以上の舟で、推進機関を有するもの 2 鉄道営業法(明治33年法律第66号)、軌道法(大正10 年法律第76号)若しくは道路運送車両法又はこれらに基 づく命令の規定により消火器具を設置することとされる 車両		<p>1 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第1項 の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に 含まれる。</p> <p>(1) 災害発生時にのみ使用する救護用の船舶で国又は 地方公共団体の所有するもの</p> <p>(2) 係船中の船舶</p> <p>(3) 告示(昭和49年運輸省告示第353号)で定める 水域のみを航行する船舶</p> <p>2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の 規定の適用を受けない政令で定める総トン数20ト ン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里(昭和 55年4月1日から12海里)以内の海面又は水面に おいて従業するものであること。(船舶安全法第32 条の漁船の範囲を定める政令(昭和49年政令第258 号))</p> <p>3 鉄道営業法に基づく鉄道運転規則(昭和62年運輸 省令第15号)第51条で定める消火器を備え付けな ければならない場所 は、機関車(蒸気機関車を除く。)、旅客車 及び乗務係員が勤務する車室を有する貨物 車であること。</p> <p>4 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則(昭和39 年運輸省令第71号)第43条で定める消火器を備え 付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電 車の客室又は通路であること。</p>

項目	定義	該当用途例	補足事項
(20) 項			<p>5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 40 条に定める消防用具を備えなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。</p> <p>7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消防器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあっては 5kg、獣銃雷管にあっては 2000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあっては 500 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性物質等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に規定する放射性輸送物（I 型輸送物を除く。）若しくは同条第 9 号に規定する核分裂性移動物を運送する場合又は同第 30 条の規定により運送する場合に使用する自動車</p>

項 (20) 項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>(7) 乗車定員11人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>

第2 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟単位であり、敷地単位ではないこと。（※1）（※2）

※1 棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

※2 この基準に適合する場合は、原則として令別表第1の適用にあたって別の防火対象物として取り扱うものであること。

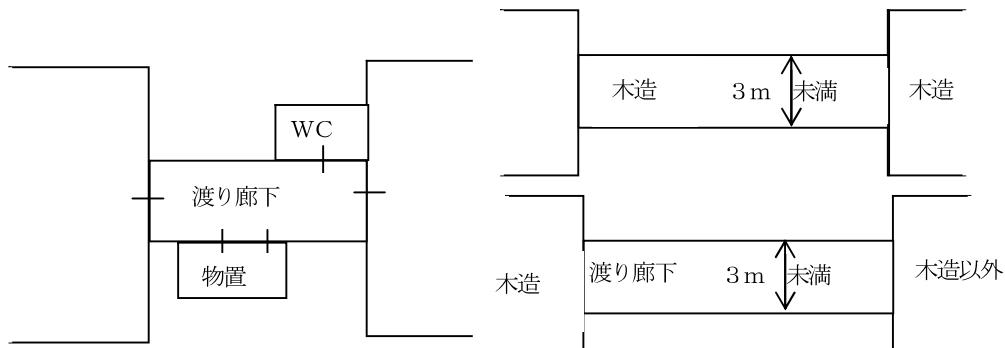
2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において、渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合（※3）

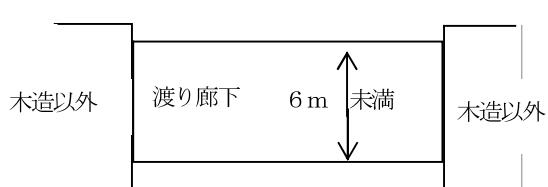
ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。（第2-1図）

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（第2-2図）



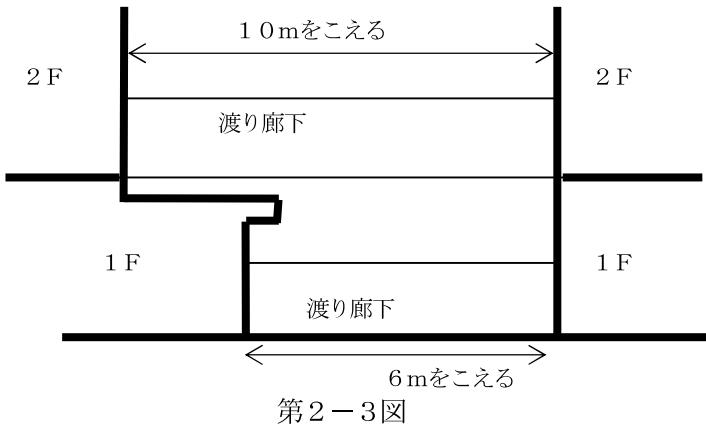
（このような場合は認められない）

第2-1図



第2-2図

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。（第2-3図）（※4）



第2-3図

ただし、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合は、この限りでない。

※3 (1) の規定が適用されるものについても、開放廊下を除き、次によること。

(I) 建築物の両端の接続部分には防火戸（平成12年建基法改正前の甲種防火戸及び乙種防火戸は、これに該当する。以下同じ。）が設けられている場合は、当該渡り廊下を独立棟として扱い、その他の場合は、当該渡り廊下の床面積をそれぞれの棟に按分する。

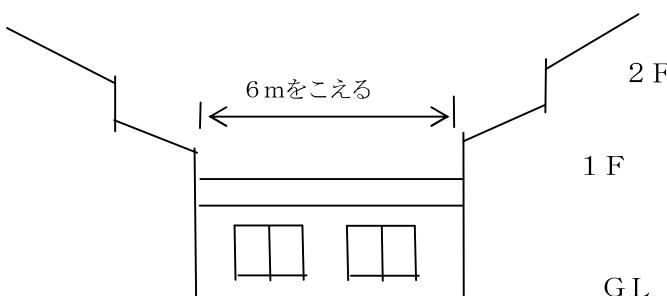
(II) 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとすること。

※4 建築物相互の距離は、次によること。

(I) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。

(II) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。

(III) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。



第2-4図

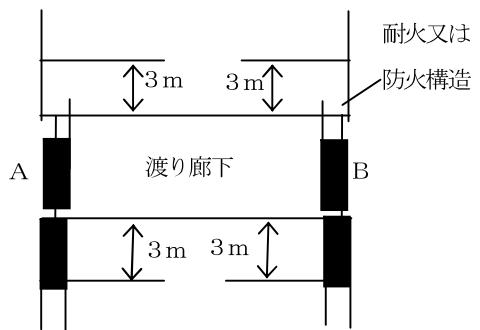
(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。）については、次のa又はbによること。

a 耐火構造又は防火構造で造られていること。（第2-5図）

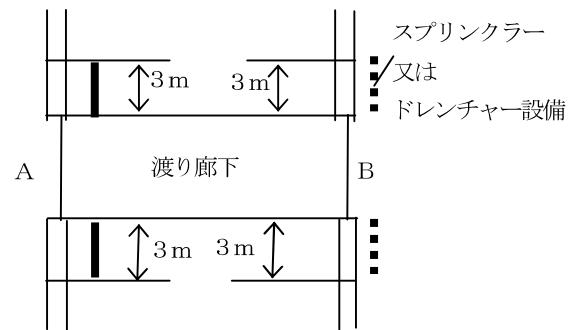
b a以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

（第2-6図）（※5）

※5 スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は、令第12条第2項の基準の例によること。



第2-5図



第2-6図

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積 4 m^2 以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあっては、この限りでない。(※6) (※7)

※6 ただし書きの適用にあたっては、建築物相互間の距離が3m以上で渡り廊下の構造が不燃材料で造られたものにあっては、開口部面積を問わないことができるものであること。★

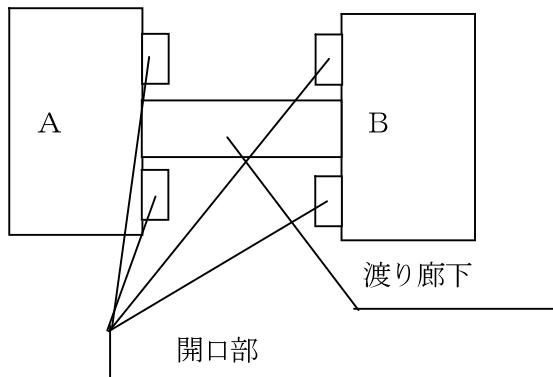
※7 面積 4 m^2 以内の開口部とは、第2-7図のようすにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が 4 m^2 以下のものをいうものであること。

(ウ) 渡り廊下については次のa又はbによること。

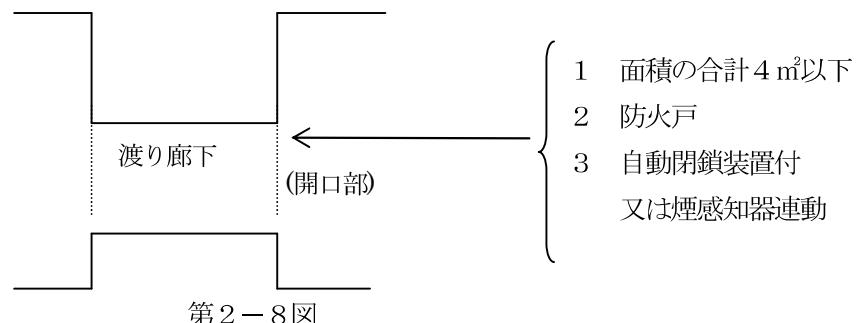
- a 吹き抜け等の開放式で、建築物との接続部には防火戸が設けられていること。
- b a以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。

(a) 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも 4 m^2 以下であり、当該部分は防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。(第2-8図)



第2-7図



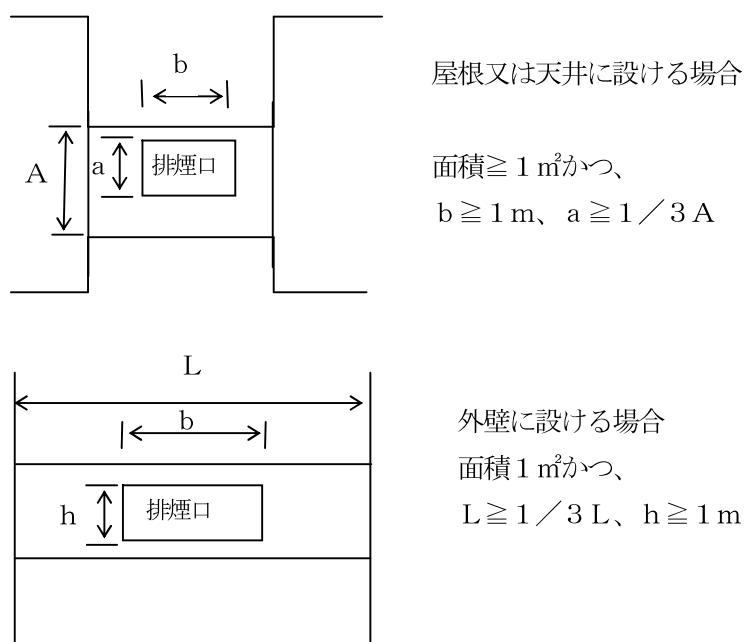
第2-8図

なお、防火戸がシャッターである場合は、当該シャッターに近接してくぐり戸(直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である防火戸をいう。以下同じ。)を設けること。

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャーエquipmentが設けられているものにあってはこの限りでない。

I 自然排煙開口部については、その面積の合計が 1m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあっては、渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1m 以上のもの、外壁に設けるものにあっては、その両側に渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。(第 2-9 図)

● 自然排煙用開口部の設け方



第 2-9 図

II 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあっては非常電源が附置されていること。(※8)

※8 排煙設備の非常電源は、規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定に準じて設けること。なお、この場合非常電源の種別は同号かつこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)を除く。以下同じ。)で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合(※9)

※9 天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね 2m にわたって幅員の大部分が開放されているものを行うものであること。

側壁部分が開放されているものは、前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分をいう。)の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

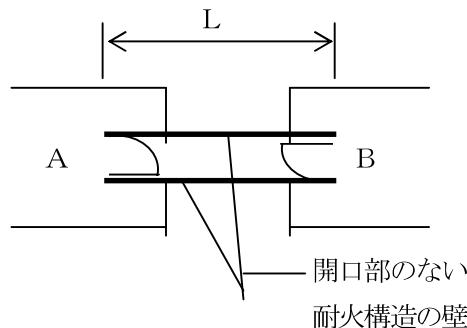
ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及び下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。（※10）

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャーエquipmentが延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。（※11）

※10 第2-10図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。

※11 スプリンクラー設備を設けた場合であっても連絡路の長さは2m以上とすること。



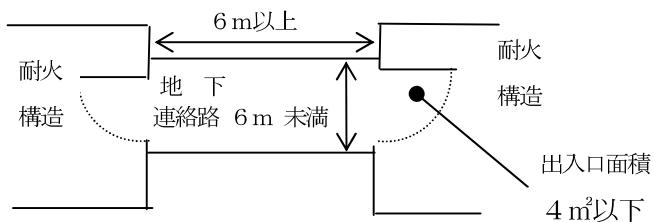
第2-10図

オ 建築物と地下連絡路は、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

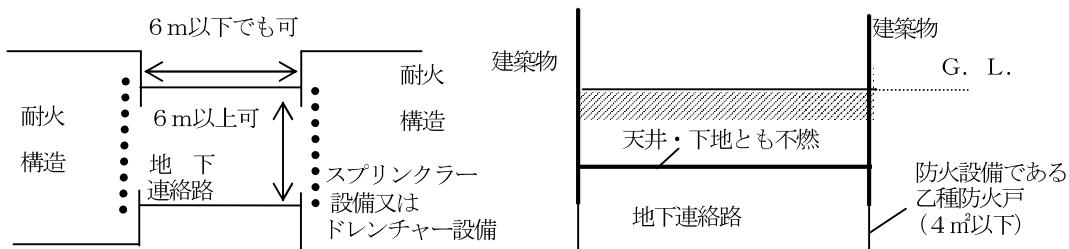
カ 前才の出入口の開口部の面積は4m²以下であること。

キ オの出入口には、特定防火設備（平成12年建基法改正前の甲種防火戸が該当。以下同じ。）で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1)、ウ、(ウ)、b、(c)により、排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。（第2-11図、第2-12図）



第2-11図



第2-12図

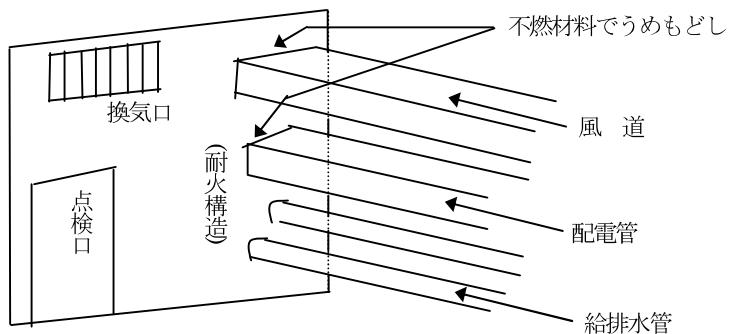
(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部

(接続される建築物内に設けられるもので 2 m^2 以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

- イ 洞道は耐火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが 20 m を超える場合にあっては、この限りでない。
- エ アの点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火戸(開口部の面積が 2 m^2 以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。)が設けられていること。
- オ アの換気のための開口部で、常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

(第2-13図)



第2-13図

3 前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。★

- (1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根が交差している場合
- (2) 建築物と建築物が地下コンコース、公用地下道(地下街の地下道を除く。)を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合
 - ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね 20 m^2 以下であること。
ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合はこの限りでない。
 - イ 前アの開口部には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。
 - ウ 前イの防火戸が防火シャッターである場合は、直近にくぐり戸が設けられていること。ただし、当該シャッターが2段降下方式等避難上支障がない場合を除く。

第3 建築物の床面積及び階の取扱い

1 床面積の算定

(1) 建築基準法令上の床面積

床面積の算定は、次によること。

ア 昭和61年4月30日建設省住指発第115号(床面積の算定方法について)によること。

イ 建設省住宅局建築指導課監修、社団法人日本建築士事務所協会連合会発行の「床面積の算定方法の解説」を参考とされたい。(巻末資料 P344参照)

床面積の算定方法について

昭和61年4月30日 建設省住指発第115号

建設省住宅局建築指導課長より

特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、「昭和32年11月12日住指発第1132号新潟県土木部長あて」「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和61年8月1日以降確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

記

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算定するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内の用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

(2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

(3) 公公用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準ずる。

(4) 吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。

(5) バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準ずる。

(6) 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

イ 長さが、当該階段の周長の 1/2 以上であること。

ロ 高さが 1.1m 以上、かつ、当該階段の天井の高さの 1/2 以上であること。

(7) エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

イ 下端の床面からの高さが、30 cm 以上であること。

ロ 周囲の外壁面から水平距離 50 cm 以上突き出ていないこと。

ハ 見付け面積の 1/2 以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊上式自動車庫、機械式立体自動車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 15 m² を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 1.2 m² を床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

イ 軸組工法の場合

柱の中心線

ロ 枠組壁工法の場合

壁を構成する枠組材の中心線

ハ 丸太組工法の場合

丸太材の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、PC 板（プレキャストコンクリート板）等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合

胴縁等の中心線

ロ イ以外の場合

PC 板、ALC 板（高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線

(4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

建築基準法によるほか、次によること。

ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が棚状部分の外部について直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入すること。

イ ラック式倉庫の延べ面積の算定については、次によること。

令第12条第1項第4号の適用にあたって、ラック式倉庫とその他の倉庫が同一防火対象物内に存する場合は、ラック式倉庫とその他の倉庫の部分を含めて床面積を算定するものであること。ただし、ラック式倉庫の部分の床面積が300m²未満で、かつ、延べ面積の10パーセント以下である場合は、当該倉庫はラック式倉庫として取り扱わぬことができる。

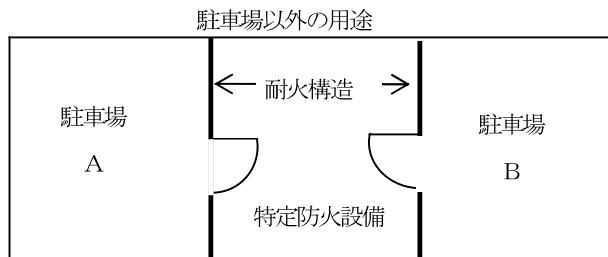
このほか、平成10年7月24日付け消防予第119号「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」を参考すること。

ウ 駐車の用に供する部分の床面積等は、次によること。

(ア) 車路は、床面積に算入すること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。

(イ) 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する部分ごとに床面積に算定すること。

(第3-1図参照)



第3-1図

(ウ) 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

(エ) 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの。）下に設けられた駐車場にあっては、さく、へい等で囲まれた部分、又は当該工作物の水平投影面積を床面積として算入すること。（「外気に開放された高架工作物内を利用した駐車場の用に供される部分の規制について」（昭和52年7月8日消防予第130号））

エ 令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

(ア) 不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合ははり及び屋根）又は防火戸で区画された部分の床面積
なお、この場合の防火戸は、隨時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（規則第23条第4項第1号二の部分にあっては、規則第23条第6項第1号に定める感知器）の作動と連動して閉鎖するもの（連続式店舗にあっては、温度ヒューズと連動して閉鎖するものを含む。）であること。

(イ) 電気設備又は鍛造場等の水平投影面の周間に水平距離5m（周囲の1面に耐火構造の壁（前(ア)に定

める防火戸を含む。)が存する場合は、当該壁までの距離)で区画されると仮定した部分の床面積(P

186問5参考

オ 地下駅舎の床面積は、次によること。

(ア) 改札口内にあっては、軌道部分を除き、すべてを算入する。

(イ) 改札口外のコンコース等にあっては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分を算入すること。ただし、20m以内に隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。
※ 誘導灯及び放送設備については、20mを超える部分にあっても、必要となるので注意すること。

カ 観覧場で、屋外に開放された観覧席は床面積に算入しないことができるものとする。

ただし、観覧席の一部に屋根がかぶった場合で、当該屋根のかぶり部分の面積が屋根のかぶりのない部分(開放部分)の面積より大きい場合は、その部分の観覧席は床面積に算入するものとする。(面積は、いずれも各階ごとに水平投影面積とする。)

なお、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。★

キ 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m(20m未満の場合は当該距離)以内の部分を床面積に算入するものであること。

ただし、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該防火設備の部分までとするものであること。

ク 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「危険物施設」という。)が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定することであること。(「消防法の一部を改正する法律等に関する質疑応答について」(昭和50年6月16日消防安第65号))

※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

● 防火対象物の一部に危険物施設がある場合について

(昭和50年6月16日付け消防安第65号)

問 防火対象物の一部に危険物施設(一般取扱所)がある場合、次のいずれとすべきか。

(1) 面積算定には入れるが、消防用設備等を設置する場合は危険物施設を除いた部分に設置させる。

(2) 危険物施設については当初から除いてその他の部分だけで判断する。

答 (1)お見込みのとおり。

2 階数の算定

(1) 建築基準法令上の階数の算定

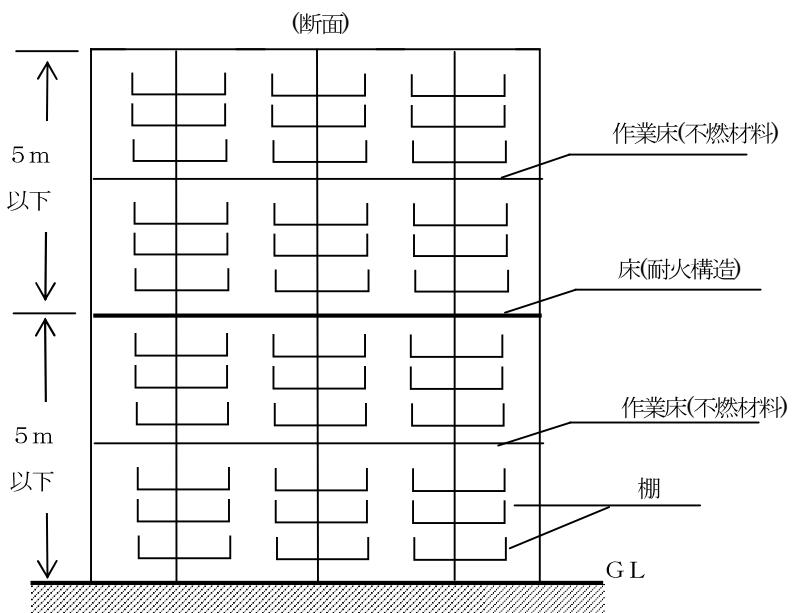
階数の算定は、建基政令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

ア 多層式倉庫(物品(危険物を除く。)を貯蔵するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。)が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。

(ア) 耐火構造であること。

(イ) 主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

(ウ) 階高(作業床を除く。)は、5m以下であること。(第3-2図参照)



第3-2図

イ 棚式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該棚の外部において直接積荷することができるもの又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの。）は、次に適合する場合、階数を1として取り扱うものであること。

(ア) 耐火建築物若しくは準耐火建築物を要求されるものについては、耐火建築物又は建基法第2条第9号の3口の準耐火建築物で外壁を耐火構造としたものとし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。

(イ) 軒高が15mを超えるものは、耐火建築物であること。

ウ 次の各号に適合する吊上げ式倉庫は、建基法第27条、第61条及び第62条の適用にあたって、階数を1として取り扱うものであること。

(ア) 耐火建築物又は建基法第2条第9号の3口に該当する準耐火建築物で外壁を耐火構造としたもの。

(イ) 木造建築物が密集している市街地内で他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から5m以下の距離に建築する場合には、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが15m以下の部分が耐火構造であること。

(ウ) 前(イ)の場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火設備が設けられていること。

(エ) 木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築物部分と一緒に建築する場合は、当該既存の建築物または他の部分とを(イ)でいう他の建築物とみなして(イ)及び(ウ)によること。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階の算定

ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用によって積荷できるもの。）を除き、階数に算定するものであること。

※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。

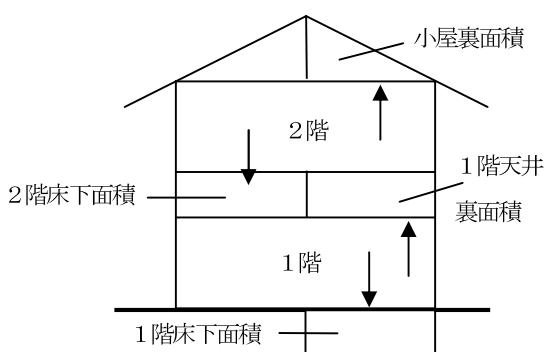
イ 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さがおおむね1.4m以下（通常の姿勢で作業ができない高さ）のものは、階数に算入しないものであること。

ウ 吊り上げ式倉庫の階数は1とすること。

(参考) 小屋裏物置等の取扱いについて

小屋裏物置等の取扱いについては、以下のとおり取扱うことが望ましい。

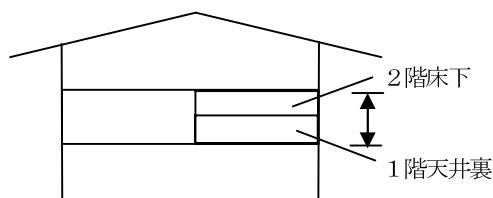
- 1 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合、当該物置等の最高の内法の高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の2分の1未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はないものとする。
- 2 図の場合、存する部分の床面積2分の1の取扱いは以下のとおりとする。



$$\begin{aligned} & (\text{小屋裏面積} + 2 \text{階床下面積}) \\ & < (2 \text{階床面積} \times 1/2) \\ & \text{及び } (1 \text{階天井裏面積} + 1 \text{階床下面積}) \\ & < (1 \text{階床面積} \times 1/2) \\ & \text{かつ } (2 \text{階床下面積} + 1 \text{階天井裏面積}) \\ & < (2 \text{階床面積} \times 1/2) \\ & \text{及び } (2 \text{階床下面積} + 1 \text{階天井裏面積}) \\ & < (1 \text{階床面積} \times 1/2) \end{aligned}$$

の条件が満たされれば、小屋裏物置等の部分は階として取り扱わない。

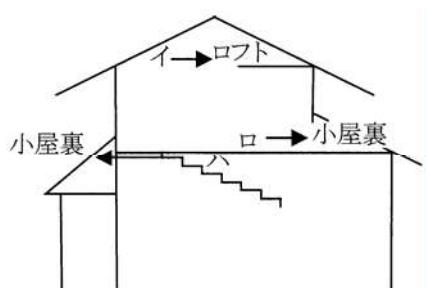
- 3 階として取り扱わない小屋裏物置等の部分は床面積に算入しない。
- 4 図のように、建築物の中間部分に設けられた物置等について、2階床下と1階天井裏が重なる場合のように、合計すれば通常の空間（例えば1.4mを超える高さ）になるものについては、小屋裏物置等とはみなさない。



【解説】

小屋裏物置等は、小屋裏、天井裏鶴の建築物の余剰空間を利用するものであり、用途については物入れに限定される。

- 5 小屋裏物置等を利用するはしご等については、固定式、可動式を問わないものとする。
- 6 図のような場合の2)の取扱いについては、以下のとおりとする。



- イは2階小屋裏面積として加算する。
ロは2階床下面積として加算する。
ハ(階段途中の踊り場等から利用する小屋裏物置)は1階天井裏面積として加算する。
- イの場合のロフト直下の天井高は2.1m以上とする。
- ロ等の床面と同一面の場合は、物品の搬入口以外は、壁で区画するものとする。

7 この規定は、一戸建て住宅の他、共同住宅、長屋について取り扱うものとする。

なお、共同住宅、長屋については、1)の適用にあたっては各住戸単位とする。

また、一戸建て住宅には兼用住宅を含み、兼用住宅のうち、住宅部分について適用するものとする。

(解説)

小屋裏物置等は、建築物の余剰空間を利用するものであり、本来、人が通常の状態で入ることが出来ないものである。したがって、用途については物入れに限定される。

(参考)

平成12年建設省告示第1351号

木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件

上記取扱い2)において、算定面積がその階の床面積の8分の1を越える場合は、その階の床面積の2分の1以下であっても、告示第1351号による軸組算定上の床面積に加算することとなるので留意すること。